IP通信網サービス契約約款 別冊 (IPバックボーンサービス) 【現改比較表】 2020年10月29日現在 ~2020年10月28日 2020年10月29日~

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 ▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (IPバックボーンサービス) (IPバックボーンサービス) 目次 (略) 目次 (略) 第1章~第9章 (略) 第1章~第9章 (略) 別記 (略) 別記 (略) 料金表 料金表 通則 (略) 通則 (略) 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) (略) 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) (略) 第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。)) 第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。)) 1 適用 1 適用 区 分 区 分 (1) 工事費の算 │ 工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス (1) 工事費の算 (略) 定 回線工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開 定 通サポート工事費を合計して算定します。 (略) (2)~(3) (略) (2)~(3) (略) (4) 現地調査報 | 当社は、インターネットGWサービス(契約者回線等による区 (4) 現地調査報 | 当社は、インターネットGWサービス(契約者回線等による区 告工事費の適 分がNTTCom光アクセス利用又はNTT東日本・西日本ワ 告工事費の適 | 分がNTTCom光アクセス利用又はNTT東日本・西日本ワ 用 イド利用に係るものに限ります。) について、次のとおり、写 用 イド利用に係るものに限ります。) について、次のとおり現地 真付き現地調査報告に係る現地調査報告工事費を適用します。 調査報告工事費を適用します。 ア 写真付き現地調査報告とは、IP通信網契約者から、現地 ア 現地調査報告には次の区分があります。 調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回 線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査 報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報 告を行うことをいいます。 区 分 内容

IP通信網サービス契約約款 別冊	(IPバックボーンサービス) 【現改比較表】 2020年10月29日現在
~2020年10月28日	2020年10月29日~
	写真付き現地調査報告報告
イ 当社は、I P通信網契約者から写真付き出があった場合は、当社が契約者回線等の調査が必要と判断した場合であって、当社の GWサービスに係る業務の遂行上支障がな 真付き現地調査報告を行います。 ウ I P通信網契約者は、次の場合に、現地で支払いを要します。 (ア) 当社が写真付き現地調査報告を行った(イ) I P通信網契約者の責めに帰すべきが写真付き現地調査報告を行えなかった エ ウの規定にかかわらず、I P通信網契約に帰すべき理由により写真付き現地調査報 った場合は、現地調査報告工事費の支払いオ ウ及び工のほか、当社は、写真付き現地調査	た場合は、当社が契約者回線等の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のインターネットでいときに限り、写出を表示の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。 一方では、当社の表別では、第一方には、第一方では、第一方には、第一方では、第

等に要した費用を請求することがあります。

社の準備等に要した費用を請求することがあります。

~2020年10月28日

2020年10月29日~

(5) 割増工事費 の適用

当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のIPバックボーンサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります(ただし、(4)欄に規定する写真付き現地調査報告を行う時間帯は、そのIP通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる現地調査を行う時間帯と同じとみなします。)。この場合の割増工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午前0時まで及	その工事に関する工
び午前0時から午前8時30分	事費の額に1.6を乗
まで(1月1日から1月3日ま	じた額
で及び12月29日から12月31	
日までの日にあっては、終日と	
します。)	
,	

(6)~(8) (略) (略)

2 丁事費の額

I Pバックボーンサービスの提供の開始、回線収容部の変更、区別等の変更、加入者回線若しくは契約者回線の設置若しくは移転、他社接続契約者回線の接続の変更、所属 V P N グループの変更、他網接続ポートの変更、他網接続ポートとの多重通信に係る論理回線の設定、加入者回線のインタフェースの変更、ブラックホール機能の利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区分	単 位	工事費の額
(略)	(略)	(略)
現地調査報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(略)	(略)	(略)

(5) 割増工事費 の適用

当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のIPバックボーンサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります(ただし、(4)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのIP通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる現地調査を行う時間帯と同じとみなします。)。この場合の割増工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

	(略)	(略)
	(略)	(略)
(6)~(8) (略)	(略)	

2 丁事費の額

I Pバックボーンサービスの提供の開始、回線収容部の変更、区別等の変更、加入者回線若しくは契約者回線の設置若しくは移転、他社接続契約者回線の接続の変更、所属 V P N グループの変更、他網接続ポートの変更、他網接続ポートとの多重通信に係る論理回線の設定、加入者回線のインタフェースの変更、ブラックホール機能の利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(略)	(略)	(略)
現地調査報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(略)	(略)	(略)

IP通信網サービス契約約款 別冊	(IPバックボーンサービス)	【現改比較表】 2020年10月29日現在
~2020年10月28日		2020年10月29日~
第3表 (略)	第3表 (略)	